

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

「電産」レッド・パージの特異性

レッド・パージの史的究明(八)

Peculiarities of the DENSAN "Red Purge"

平 田 哲 男

HIRATA Tetsuo

はじめに

労働争議調査会による『戦後労働争議実態調査 電産争議』

は、そのはしがきの冒頭で「電産は戦後日本の労働運動のなかで特異の存在であった」と特徴づけ、その理由の一端を「その存在が一般の人々の心に強くやきつけられたのは、勿論一般の人々の日常生活に直結する争議行為のゆえであった。電産といえはただちに停電ストを連想するというのが実状であったと思う」と述べている。しかしながら、その「特異」性をどう認識するかは学問的に重要な課題であり、ここで輕輕に言及することは困難である。

とは言え、「電産」がとり組んだ相手の経営者とは、国鉄や全通のような国家資本そのものでもなければ、炭労や私鉄のような純粹

の民間資本とも異なっていた。そこから、前掲書は「およそ企業の経営主体としての自主性を欠如し……労使関係の諸問題の処理に当たっても、彼らがいちじるしく自律性を欠く経営者であったことも決して不思議ではない」と性格づけている。つまり、「電産」の特異性は、多分に経営体の問題性に関わっているのである。その意味では、「電産」を「特異の存在」とする認識には、十分な理論的根拠があると言つことができよう。

そうだとすれば、つぎのような問題が提起されても当然ではなからうか。すなわち、そのような「特異の存在」を抹殺する目的をもつたレッド・パージもまた、好むと好まざるにかかわらず、「特異」性に彩られざるをえなかったのではないか。そこで、さらに問題を

つぎのように言いかえてみよう。

「電産」レッド・パージの「特異」性はどこにあるのか。それは、「特異の存在」とどう関連しあっているのか、と。

産業別に集計して最多の二二三七人の犠牲者を出した「電産」のレッド・パージ^③を、かりにも前述のような視角から明らかにすることができるならば、レッド・パージ総体の史的究明にも資するところ少なくないはずである。そのような考え方に立つて、本稿は、「電産」レッド・パージの核心的問題を、各種の証言を援用しつつ実証的に明らかにしようとするところみの一部である^④。

ちなみに、「電産」とは、電気産業の謂ではなく、日本電気産業労働組合、すなわち日本発送電会社と九つの配電会社の計一〇社の全労働者によって、一九四七年五月に結成された単一の産業別労働組合の略称である。組合員数は、約一三万人にのぼる。

一、レッド・パージの概況と八月二六日の状況

一九五〇年八月二六日、東京・神田の電気事業経営者会議事務局で、「人員整理」問題の中央交渉が開催された^⑤。他産業に例を見ないことであるが、実は「交渉」とは名ばかりで、一方的通告の場ではないことは、即座に暴露された。経営者側は、「人員整理」の基本方針として、電気事業が「基幹産業」であり、「高度の公共事業」であることを強調し、「事業者といたしましては事業の健全な発展に対し重大な責務を有する」（傍点は引用者）と揚言してはばからなかった。では、いつところの「健全な発展」とは、どういうことなのか。

曰く、「一段と勤労意欲の向上と服務規律の刷新を図り以て一層の

能率の増進に努め」ること、つまり経営効率論であるが、実はこれが経営効率論に名を借りた「人員整理」論そのものにほかならないことは、つぎの件から明白である。

「以上の観点に立ち慎重考慮いたしました結果、現下の諸情勢に鑑み、事業の公共性に自覚を欠く者、常に煽動的言動をなし、他の従業員に悪影響を及ぼす者等、円滑なる業務の運営に支障を及ぼし、又は之に協力しない一部従業員は直ちに之を排除するのやむなきに至った次第であります。」

これは、個々の被通告者に示された「整理基準」^⑥なるものとほぼ同一の文章である。この「整理基準」による会社別の整理人員数は、表1の通りである。経営者会議の発表によれば、共産党員は一八三八人で、全被整理者の八六％であり、全従業員総数に占める

表1 「電産」の整理人員数

会社名	整理人員	同予定
日本発送電KK	837	757
北海道配電KK	52	95
東北配電KK	258	260
関東配電KK	390	475
中部配電KK	138	290
北陸配電KK	26	95
関西配電KK	199	260
中国配電KK	52	180
四国配電KK	60	105
九州配電KK	125	265
計	2,137	2,782

は、労働省編『資料労働運動史』昭和25年版、231ページ。

は、高倉金一郎編『レッドパージ関係極秘公文類集』、75ページ。本文参照。

全被整理者の割合は一・五%であった。

ところで、中央交渉は、このように一方的で、用意した文書を読みあげるだけのきわめて儀礼的な色彩の濃いものだった。ということとは、「交渉」が周到に準備された演出であることを示しているにほかならない。「このことは、同じ日の全国各地の事業場における「交渉」の実態によって、さらに明瞭となる。

そこで、ここでは一例として『一九五〇年八月二六日 電産レツド・パージ三〇周年記念文集』に収録されている裁判における証言から特徴的な部分を抜き出してみよう。

「部屋の設備が甚だしくかわってありました。……かなり大きな部屋……壁から壁に亘って幅一間以上の特設のテーブルを備えてつけてそのテーブルに相對して両方が對座するというふうな構造でした。いつもは、そういう形ではない、動かしうるテーブルをおいてあったわけですが、会社側は、新たに、特設されたコンクリートの壁を打抜いた出入口から出入りしました。我々は、前からの出入口からですが、我々が最初に呼ばれて入りますと、ドアが閉ざされて、会社側は暫くたつて特設の入口から入って来ました。」(関東配電本店)

「関東配電の事務所にはこれは大体執行委員の全員がそろって行つたわけですが、そこで当時の警察予備隊、それからこれは会社側のなんとか組、清水組だと思えますが、そういう一種の暴力団のようなものが全部配置されていて、そして特別に構成された団体交渉の部屋に入つた。」(関東配電)

「事務所に行きまして、事務所には警察官が集合しておりました。それから東京支社から何人かの人が、それを監視するよう

な恰好で見えておりました。その中で所長が、ようするに首切りの通告文を読んだと思います。……それで、どういふことで首を切るのかと聞きましたら、上からの命令だから、それ以上はいえないといふことで、それで、すぐに即刻職場から出ろ、と出なければ検束するといふことでありました。」(日本発送電東北変電所)

「平生は、きちんと事務机が並んでいたのが、きちんとかたづいて法廷のように高低くはないけれども、ちよつと手を出して何かやつても手の届かない、対峙した形に机を並べて、そこへむこうさんは支社長、副支社長、課長が七人か八人おり、最後のほうには私服らしい私の知らない男がつつたつていた中で、私はいって行くなり支社長は、会社の都合で辞めてもらうことになつたからきよう限り辞めてほしい、といわれたわけです。」(日本発送電関東支店千曲川支社)

「当日は土曜日でございますまして、その日の朝から営業所に制服の警察官の人々がかなりの数、詰めかけて、非常に異様な雰囲気が出ておりました。……戸部警察署が会社のすぐそばにありました、その松崎という公安関係の刑事が、パージの当日職場にまいりまして、あなたがもし、切られたらば、警察の方で適当な職をお世話してもいいんだと申しましたんで、私は、むろん、そういうことはきっぱり断りました。」(関東配電神奈川支店高島通営業所)

「八月二六日の朝、私は会社におつたんですが、朝六時か七時ごろだと思つんですが、池上警察署の警官が十数人きまして、それで署長も確かいたと思います。君は解雇されたんだから職

場を出てくれということが無理やり力づくで会社の外に出されたわけです。

そのときに確か、なんか職場の中だと思っんですが、解雇者の名前と、それから解雇するとういうようなそういう文面で一覽表が貼り出されたと思います。(12) (関東配電大井支社大田営業所)

「当日は、それより二カ月前から会社の建物の重要なところに配備されておりましたY・P・Mという腕章をつけた、カービン銃をもった警備員ですか、それらが会社の入口から中に何人が配備されておりました。なお、組合の団体交渉をもつ、その会議室に入っていく要所要所に戸部署の警官だろうと思われる二、三顔を見知った刑事がやはり腰に拳銃をさげてこれらのひとたちもおりました。で、会議室の入口が組合の代表者の入口と会社の代表者の入口が、はっきり区分けされておりました。それでなおその団体交渉の席上にそれらの社外の人間と思わしきものが何人か入っておりました。(13) (関東配電神奈川支店東部^{支店}営業所)

「当時、一二時少し前あたりから異様な風体をした人足風のもの、地下たびをはいて、ゲートルをつけて、棍棒をもった、そうした風采の悪い人間がぞくぞく会社の庭に集まってまいりました。……それから私服の警官もおりました。それでその中で支社長がいうには腰かけちゃ困ると、立って話を聞いてくれ、ということ。その次にいわゆる勧告書ですか、勧告書は封筒に入っておりますが、その勧告書を示して、気の毒だけでも、社命によって、あんたはきょうかぎり会社をやめてもら

いますと、だから即刻私物をまとめて帰ってほしいと、さらに今後は決して会社の中へ入っては困ると、そういう形で勧告を受けました。(14) (日本発送電神奈川支社)

「そついで連中が、そついですね、一〇名以上やっぱり武装して、そのほか私服が何名おりました。私を名指して、職場から私物をまとめる暇もなく強制的に外へ連れ出したわけです。そのまま表門から出されました。(15) (日本発送電田端給電所)

「そのときには、私他に安藤君と有賀君の三名が一緒に首を切られたわけですが、高崎の私服の警察官が七、八名、われわれを取りまいて、三人並べて、当時の青木エイキチ所長から首切りの通告をされたわけです。……所長として、私は上からの命令で、所長としての立場上やむなく、この通知をするんだと、これを、みなさんに、どうしても見てもらい、受けてもらわなければ、私の立場上困ると、だからこの通告をするんだと、そういうことでございます。(16) (関東配電群馬支店高崎営業所)

以上のように長い引用をしたのは、八月二六日の状況を「生の声」で明瞭にしたからである。これらの証言によって、つぎの諸点が判明した。すなわち、第一に、二六日は周到に準備された。第二に、通告は一方的威嚇的であった。威嚇のために警官や暴力団など社外の勢力に依拠した。第三にきわめて強権的で問答無用そのものであった。第四に暴力団はともかく警官ないし警察署は、会社と事実上ぐるになっていた。

これらを全体的に見るならば、なによりもレッド・パージがある時期から周到に準備されていたことを十分に示唆している点に注目しなければならない。そして、実は、この点については、高倉金一

郎と電産九州不当解雇反対同盟からの貴重な聞き取り記録がある。この記録を所収した河西宏祐『闘書 電産の群像』（平原社、一九九二年）によれば、つぎの諸点が整理提示されている⁽⁷⁾。

「前年以来、警察や末端職制が、経営側による解雇の準備がすすめられていることをほのめかし、レッド・パーシ近しとの雰囲気職場全体にみなぎらせることによって、職場組合員の萎縮を誘い、レッド・パーシを容易ならしめようとしていたとの証言（戸畑発電所分会）、一〜二年前から、末端職制・民同派・警察が一体となって解雇該当者の尾行や身辺の張りこみをおこない、同調者を含む解雇者リストを作成していたとする証言（戸畑発電所分会）、民同派幹部と警察・人事課が組合議事録をもとに相談していたり、共産党員の組合執行委員（のち除名）と労務係長が、組合議事録を手にして打ち合わせをしているなど、早くから解雇者リストが作成されている現場を目標したという証言（港発電所分会）、一九五〇年六月六日の日本共産党中央委員二四人全員の公職追放以来（翌七日、『アカハタ』編集幹部一二人の追加追放）、職場の活動家に警察の尾行や張りこみが強行された例（玉名分会）、同じく六月頃から、変電所のまわりに鉄条網が張りめぐらされた例（長崎分会、宮崎分会、小倉分会）、職場に警察が毎日入りこんでいた例（八幡営業所分会）、GHQが毎日職場にきていた例（宮崎分会）、GHQのCICがしばしば職場にきて、活動家を連行していった例（長崎分会）、日本共産党が電源を破壊せよという秘密指令一〇〇号を出しているとの噂を職制が流し、さらに変電所に鉄条網を張り、警察が探照灯を照らして

警戒にあたるなど、共産党の破壊活動を印象づけるような雰囲気づくりがすすめられていたとの証言（大分支店分会）、電産中執（民同派）をレッド・パーシにそなえて、所長に栄転させて配属させてきた例（島原営業所分会）、「ゼロ号指令」に署名すれば解雇しないというはたらきかけが職制からおこなわれた例（長崎分会）、昇進をエサとして、組合幹部の切り崩しがはかられた例（港発電所分会）」。

さきに紹介した裁判における証言の中にも、つぎのような例がある。「八月二六日以前に、そのような解雇をおわせるような、何か、あったでしょうか」という原告代理人の質問に対してのものである。

「それは一カ月くらいほど前、高崎市内の『なべや』という旅館で、青木エイキチ所長から組合の幹部にお話し合いをしたというので話がありました。それで組合の幹部が行って聞いたわけです。青木所長のいうには、共産党をやめてくれないかということでした。その中で、共産党をこの場でやめるということを発表し、所長と約束した数名のものがおります。」

飲食しながらの話の中で、「脱党」を約束した数人には、「解雇通告」はなかったのである⁽⁸⁾。

さらに、同じ裁判の証言の中で、団体交渉の席上にレッド・パーシ計画を練った「ノート」を忘れたために、レッド・パーシの動きが明るみに出たことが明らかにされている。

「一五年の三月にいわゆる三月闘争というものをやったわけですが、この際、神奈川日発支店の次長の渡辺という人が団体交渉の席上にこのしたノートがあるわけです。この中に、

日発側の首切りがきわめて明瞭な形で書かれていたためその計画を察知したわけです。」

「この中に首切りの計画の具体的なやり方と人員のリストがあるわけです。たまたまこの開けたページにもありますが、準備工作、一、組合工作 二、職場長の検討 三、ネタ 四、整理基準の検討 五、全役員の住所調査整備、といろいろ書きまして、どういふふうにしてやるかというふうなこと、或は、日発の神奈川支店に関する限りで、どの程度の間人がその対象になっているかというふうなこと、しばしば符號、暗号的な形で、結婚式というのが、首切り通告かと思いますが、それがいつ行われるかという、かなり具体的なスケジュールが書いてあったわけです。」⁽⁶⁾

つぎに、電産役員の聞き取りにも、重要な証言がある。河西宏祐氏の藤田進からの聞き取り記録にある一節である。

「GHQの至上命令で、最初は五〇〇〇人からの名前が上げられていた。CIAがありましたから、そりゃ、詳しいですよ。私らのものからなから、よく調べてあった。それにCIAとの関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものもはもうみんなレッドだと、そういうふうだったんじゃないでしょうか。……『こんなことをすれば電気はもう大破壊になる。つぶれてしまう』といって、結局半分ぐらいにしたんじゃないかったですかね。うちあけていえば、五〇〇〇人も共産党員がいるわけないんですよ。」⁽⁷⁾

つまり、GHQから「至上命令」にひどい強い指示があったこと、このため当初の整理人員は五〇〇〇人にも及んでいなかったこと、

合の力で半分程度に減らしたことなどを証言している。GHQの指示については、当時電気事業経営会議の事務局長だった藤田友次郎の法廷証言があり、エーミス労働課長と会ったのは、一九五〇年四月五月頃のことである⁽⁸⁾。つぎに、整理人員の削減については、「民同派」の運動史の総括の一部が「整理人員を、五%から一〇%といわれていた三月頃の見込み数よりかなり少なく約一・五%に止め、その補充、代替に必要な措置を講ぜしめたことも看過できない大きな成果であったといえよう⁽⁹⁾」と自賛していることを指摘しておく。

右の点と関連して注目されるのは、「昭和二五・七 今次電産労組の人員整理について」と題した文書である⁽¹⁰⁾。文書自体は警察関係とみられるが、内容的には会社側と警察の緊密な関係の中で作成されたものと言っている⁽¹¹⁾。これによれば、整理人員は二七〇〇人を越え(表1の 参照)、二%程度の「整理」を予定していたこと、実施の発表日が七月二七日、個人通告書の発送が七月三一日と予定していたこと、さらに「整理基準」として、勤務成績の著しく不良の者、職務能力の著しく劣っているもの、業務運営に協力しない者、甚しく規律を紊した者、病弱で職務遂行上不適当な者、の五項目が列挙されている。そのほか「方法」として、「中央に於ては、積極的に、地方に於ては消極的に交渉」すること、を打ち出している。また、「予想される不法事案」をかなり詳細に記述している点も重要である。実はこの問題については、八月一日付で国家地方警察本部刑事部捜査課によって、「電産争議に対する取締上の法律解釈について」⁽¹²⁾と題する文書が作成されていることをつけくわえておこう。

ところで、二二三七人の「整理」を断行した電産レッド・パージについては、エーミスのつぎのような釈明がある。

「強いて自分で赤の追放について批判すれば、電産は人員が多かったのではないかと思っている。……若し誤った解雇をしたときは、組合の意向を考えて復職させて欲しい。」⁽²⁷⁾（一九五〇年九月二五日）

「例えば電産の如きは多すぎたと考えている。電産のパージの中には該当しない人が含まれているように思うので、この面ではもとに帰す必要のある人については努力したいと考えている。」⁽²⁸⁾（九月二六日）

当初は五〇〇〇人、七月段階で二七〇〇人、さらに絞り込んで二二三七人。それにもかかわらず、結果的にはエーミスは「多すぎた」と反省しているのである。なぜ「多すぎた」のか。おそらくその重要な原因は、「民同派」労働組合幹部が加担していたことにある。ある「民同派」のリーダーは、つぎのように回想している。

「ある朝のこと、九州配電の大井寮にいる私のところに、会社から経営者会議に向向している沼田実さんから電話があった。『昨夜中部の会社側は組合の代表達とレッド・パージについて協議して話が決ったそうだが、私も疑っていたことではあるが、これ程組合の幹部が腐り切っているとは思ってもしなかった。私は電産本部に着くや、中部出身の内藤駿次君に『昨夜は大分話がはずんだそうだね』といったら、瞬間彼は真青になった。私はこれ以上追及せず、このことは私一人の胸に納めて藤田委員長にもいわなかった。』」⁽²⁹⁾

もとより、この一列だけにとどまるものでなかったことは、つぎ

のような口吻によく示されている。

「当時私は中央本部にいたが、先に述べた中部地方の労資の動きのほか、各地方においても巧妙な会社の接触でレッドパージの照会がなされていることを肌で感じていた。」⁽³⁰⁾「それゆえに、最高検察庁次長検事は、八月二六日の『最高検日記』に、つぎのように書きとめることができたのである。

「本日中央における電産の団体交渉において整理通告は無事終了した。……なお本日午後二時現在における電産の情勢は概ね全国的に平穏であるもの如くである。」⁽³¹⁾

それにしても、レッド・パージ人員を半減させたのが労働組合であるならば、二〇〇〇人をこえる労働者を「共産党員またはその同調者」という名目によって解雇に同意したのも、その同じ労働組合であった。そのうえ、あることがエーミスから「多すぎた」と非難される始末である。輝やかしい闘争歴をもつ電産が、なにゆえにレッド・パージにおいてこのような共犯的な役割を果たすことになってしまったのであろうか。この事態は、二八日付の中央常任執行委員会声明において、「我々は自ら破壊分子の排除を行っているものであり、……極左分子の行動が明らかに外国に繋り、日本を破壊に導こうとして改めない以上、彼等に対する今回の措置は当然である。」⁽³²⁾と豪語されるに至った。一体「どのような」豪語「は、どこ」から来るのであろうか。この点では、三〇日付の電産中国地方常任執行委員会の声明が、あけすけに語っている。

「以上の経過から、ついに八月三〇日に至り中国地方本部は、一つの決意を持つ必要に迫られて来た。われわれは、過般の特別指令を拒否し、自ら電産の組織に残る意志を放棄した者、及

び確認者の中でも拒否者と同じ行動をとって来た者の多くが今回の首切りの対照⁽³²⁾となっているが、これらの者に関しては何らの反対交渉を行なって来なかったし、今後も何ら関知する意志はない。⁽³³⁾

「特別指令」、これこそが共犯的な役割を果たさせ、豪語を可能にした「切り札」だったのである。そこで、次節では、この点について検討することにした。

二、「特別指令」の特異性

さきに、八月二六日の状況について、法廷での証言をもとにいくつかの問題点を指摘したが、それは二七日以後も基本的には同じであった。そこで、この点についても、法廷証言から特徴的な部分を抜き出してみよう。

「例えば神奈川支店に解雇後、私は神奈川支店に所属しておりましたので、まいりますと、直ちに会社側が、私の姿をみると連絡するわけですね。そうすると、ミ・ロが駆けつけると、これは外国の銃を肩にしてライフル銃ですね、二、三人できて私の前に示威的に立っていましたし、戸部の警察は、直ちにジーブでくるというような状態でした。⁽³⁴⁾」（関東配電神奈川支店）

「発電所というのは、構内が広いし、水が流れていますから、そういうこともあると思いますが、ほとんど、今まで設備しなかつたところに、臨時に、杭を打ち有刺鉄線を張り、水圧鉄管のブロックのところは仮小屋を建て、そして見張りを立てて組合員を動員し、あまつさえ、当時下請の有名人、この辺でも仕事をしている前田組の人夫まで動員して、そして、この電源

を防衛すると、こつこつ触れこみで、私らをシャット、アウトしたわけです。⁽³⁵⁾」（日本発送電関東支店千曲川支社）

「例えば、健康保険の継続治療なんかの問題を、二、三の人たちと一緒に支店に行つたわけですけれども、受付で、構内にまったく一歩も入れないで追いかえられるし、少しねばってありますと、サイレンを鳴らして、ミ・ロですが、警察でしたが、追い散らしにくるという状態で、まったく、出入りは不可能になりました。⁽³⁶⁾」（関東配電神奈川支店高島通営業所）

「すでに次の日には、朝早くから前日とは違ってかわり、埼玉支店の入口には、くいが打れて、そこには立入り禁止の柵が作られておりました。そして土建業者だと思われるような人達が、そこに柵をつくったり、あるいは立入りをさせないという態度をとっておりました。⁽³⁷⁾」（関東配電埼玉支店）

「いつだったかはつきり日は忘れましたが、八月の末だったと思うんですけども、出勤したところ、バリケードがずつと会社のまわりに築かれちゃってるわけですね。それで入口がこんな狭い、人が一人通れるような入口にしちゃいまして、それで部外者の確か、蒲田に、醍醐組という土建屋かなんかなんです、その相当腕っぶしの強い人が数十人と、それから、そのときは、確か警官はきてなかったんですが、そういう会社の人じゃない人間がずつと私達が入るのを妨害しまして、それで組合の事務所として営業所の中の一小間を、これも板でもって真四角に囲っちゃいまして、ちょうど、犬小屋みたいなやつちゃいましたんですがそこへだけに解雇者が入れるように通路を作つて、そこを全部板でもって人一人しか通れないように

困っちゃってあるわけです。(37) (関東配電大田営業所)

「当然、自分は首を切られたものと考えておりませんから、いつものように、会社へ出勤しましたところ、入口へ机のバリケードを張って、私のはいることを拒否しているわけです。これは主に職制が中心になりまして、はいつてもらっては困るということ、問答をしたわけですが、いずれにしても、きのうまで一緒に職場で働いていたものが、そういうことで、私を拒否すると、私がそれに対して実力ではいるともいえないし、そういうのなら仕方ないというので帰りましたが、三日ほど、そういうことを連日に亘って繰り返したわけです。ところが、そのうちに立入禁止という看板が会社の入口に出されたわけです。そうなれば、やむなく、こっちは会社に行くことができないという状態で、その後は、会社に行かなかったわけです。」(38)

(関東配電群馬支店高崎営業所)

このように、被解雇者は職場に近づくことさえできず、日本発送電の場合は、会社、警察、組合などによって地域的反共組織として「電源防衛同盟」が結成されて、嚴重な警戒にあたったりした。このため、職場における反レッド・パージ闘争はきわめて困難であった。この困難さの具体的状況について、前掲河西宏祐「闘書 電産の群像」の中に、数点にわたる指摘がある。

「誠首者名の発表と同時に、占領軍が出動してきたので、職場に全然近づけなかった(大牟田発電所分会)、パージと同時に、発電所に鉄条網を張り、アメリカ軍の二個分隊が警備にあたった。ピラマキや抗議行動をすれば、ただちに逮捕された(戸畑発電所分会)、占領軍はこなかったが、佐世保基地の方

ードマンが各変電所に配置された(長崎分会)、職場大会では一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議してはいたが、実際に解雇者がでると、職場は動揺した(宇の島火力発電所分会、八幡営業所分会)、解雇者に同情はしなからず、話しかけてもらっては困るという雰囲気(宮崎分会)、職場での送別会の計画があったが、警察が嚴重に禁止した例(宇の島火力発電所分会)。解雇された日に「ゼロ号指令」確認の職場大会が開かれ、追いだされた例(若松営業所分会)など。」(39)

以上のような厳しい事態を注視するとき、組織的抵抗はもとより散発的な抵抗さえほとんどなかったかのように思いこみがちである。だが、現実には抵抗的たたかいが厳然としてあったのである。この点も、前掲「闘書 電産の群像」の中で、以下のように整理されている。

「解雇がだされた場合にはストでたたかうことを事前に決定していたので、当日、職場大会でストを再確認し、その後三日間、全員が職場放棄でストを続行。結局、九州の軍司令部の命令で中止(佐世保分会)。当日、レッド・パージ反対の職場大会を開き、二人の解雇者を守ってたたかうことを決議。すぐに警察が介入して、解雇者の職場立入禁止処置をとったが、それでも連日職場にはいった例(玉名分会)、職場に柵をつくって、はいれないように工事をしたうえ、職場防衛隊と警察の警備がつづいたが、職場の仲間は黙認してくれたので自由に入りし、毎日午前中だけ出勤した例(大分分会)、職場防衛隊がついてきたが、職場にはいることができ、連日のピラ入れ

を約二カ月間つづけた例（小倉発電所分会）、毎日職場に出勤し、その年一杯は働いた。それ以後も毎年、組合の定期大会の案内状をもらい、大会でのあいさつや、終了後の宴会に出席していた例（八幡営業所分会）、福岡との連絡はとれず、党の指導もまったくないうえに、九月に追いつち解雇をもうけたが、堀立小屋や、会社の宿直室に寝泊りして、毎日ピラ入れをした例（宮崎分会）、電源工作隊をつくって、約一カ月間、発電所に宣伝に歩いた例（宮崎分会）、夜間、守衛の協力をえて、本店に解雇反対のピラ張りをおこなった例（九州配電本店分会）、資材を会社からださせ、会社の門の外に事務所をつくり、そこを根拠地にして、約一年間、毎朝ピラ入れをした例（港発電所分会）、社長宅を訪ねて、夫人に解雇の不当性を訴えた例（九州配電本店分会）、また社長宅の近所を、不当性を訴えて歩いた例（福岡営業所分会）、解雇後も毎日職場に出勤し、以前と変わりなく仕事をしてきた例（宇の島火力発電所分会）、会社と交渉して、電気工事店をもつことを認めさせ、以後も会社との下請関係をつづけている例⁽⁴⁾（玉名分会）。

とはいえ、これらの抵抗闘争は、地域的で散発的な性格からして、全電気事業を対象とするレッド・パージという盤石を揺り動かすものとはならなかった。そのかぎりでは、一片の解雇通告が、実にやすすと「レッド」を組合組織の外に追い出したことも、また厳然たる事実である。それにしても、なにゆえにかくも「やすやすと」可能であったのかという間に答えるには、電産自体にそくして考えていかなければならない。そこで、第一に考えるべきは、「特別指令」の問題である。

まず、「特別指令」とは何か、ということである。内容そのものを丁寧に吟味することから始めよう⁽⁵⁾。

七月二日付で中央常任執行委員会の名で出された「電産非常事態収拾に関する特別指令」は、全体が六項に分れた、かなりの長文である。第一項は、「電産は組織上まさに非常事態に直面している」という言葉ではじまる（傍点は引用者）。つまり、組織の危機という認識である。では、その危機は、何に由来するのか。曰く「日共は愈々その売国的性格と暴力的本質を露骨化し、国際赤色ファシズムの脅威を背景に組合支配の野望を達成せん」としていることにある。かれらは「既に民主主義の敵であり、組合の破壊者である」。その「独善と横暴と偽善はその極限に達し」、「正常な組合運営も闘争推進も期し得られない非常事態に直面している」。

つづいて第二項では、「中央本部はこれ等の妨害をはねのけ、組合の利益を守り抜く為に困難な闘いを続けなければならなかった」と回顧する。ひるがえって、第三項では、「規約綱領と大会決定に従い、組織の有機的統一を保ちつつ、機関の指導的立場と責任を認めて、集中的に力を発揮」するのが、「民主的労働組合の立場」であると確認する。さらに、第四項では、「以上の如く日共の罪悪は枚挙に遑なく、したがって「組織の破壊者たる日本共産党……」につながる一切の影響力を組合より駆逐する事が何よりも先決の問題である」と宣告する。

そして、第五項において、「以上述べた第三、四項は、電産が直面している非常事態に対処して、先ず確認せられねばならぬ不可欠の事柄であり、この事を曖昧にして今後の電産の正しいあり方を期待する事はもはや出来ない」。したがって、「今後の電産の組織は以

上を了解し同意する組合員によつてのみ確立せられる」と高唱した。これにともなつて、第六項で「非常事態収拾の爲次の如く指令する」として、七点が指示されている。要約して示すと、前記第三、四、五項を確認する組合員によつて組織を維持し運営する、八月一日までに確認書を提出する、この確認書を審査し、「組合員名簿」を整備する、「この名簿にもとづいて、代議員・役員選挙を行う、

大会は九月に予定、中央本部は、名簿を基礎に一切の執行に当る、必要な処置は中央本部が行う、というものである。見られるように、これは、「特別指令」による組合員の再登録を要請するものであり、「再登録」と「審査」によつて電産組織そのものを根底から改革することを意図したものである。

それにしても、この「指令」を貫いているのは、徹底した反共主義にもとづく特定のイデオロギーであり、およそ大衆団体としての労働組合の文書にはなじまない文言が多用されていて、妥当性に疑問が投げかけられたとしても不思議ではない。起草者は、電産における民同運動の源流のひとつで、反共右翼主義に立つ「みどり会」の石川晃とされている。⁽⁶⁾

これほど重要な意味をもつ「特別指令」が発せられるまで、一体電産内部でなにがあったのか。なにゆえに「特別指令」という形での結着になつたのか。いくつかの疑問が提起されても当然であろう。まず、「特別指令」なるものが生れるきっかけについて、当時電産中国本部にいた小川照男は、つぎのように証言している。

「あれのきっかけになつたのは、一九五〇（昭和二五）年の奈良大会での共産党の暴力事件です。あのときは共産党の袴田里見（長谷川浩の誤りか？）が、関西の鉄鋼関係の労働者を動員

して乗りこんできた。大会場の真ん中に坐りこんで、大会が開けなかつた。その前の別府大会で共産党が負けたから、またなにかやられると思つたんでしよう。あるいは東北の反共的な連中から追い打ちがかかることをこわがつたのか、とにかく大会が開けなかつたんですね。当時、藤田進氏が委員長で、元来ねばり強い性格だし、自分が委員長になつてはじめての大会だからというので、説得をかさねて三日間がんばつたんですが、とうとう私がここはもう引きあげよう、大会は延期して別のときにしようといつた。そつしたら東北の民同の連中から、こうなつたらもう共産党とはいつしよにやれないから、別の組合をつくろ、うという話がでてきたんです。当時は、組合分裂は最大の悪だと思つていたので、それはいかん、むこうが悪いのに別の組合をつくるうなんていうのはいかん、組合がソヤになつてしまふ。どのくらい共産党がいるかは知らないが、そんなに多いわけじゃないんだから、ということと藤田進氏も説得するし、私も同じ意見だつた。しかし現地でもつた対策会議の雰囲気は、みんな頭に血がのぼつているし、別の組合をつくる、う、右派からの要請のほうが強かつたので、その会議は打ち切つて東京へ帰つたんです。⁽⁷⁾（傍点は引用者）

一九五〇年五月の奈良大会が、「共産派」の暴力事件で流会となつたこと、このため東北の「民同派」から「別の組合」をつくる話ももちあがつたこと、小川証言は、以上の点を明白にしている。では、そこから、なぜ「特別指令」が出てくるのか。この点について、小川は、「われわれ中国地方本部の立場は、基本方針としては、電産を割るわけにはいかない、こちらから出るようなことはしない、

他の地方の人たちと折り合つにはどうすればよいか、という方法論が主で、固定した態度をとるというのではなかった⁽⁴⁴⁾」と証言する。つまり、組合を割らない、出ていかないと、より多数の人々どう「折り合つ」か、そこに問題の核心があった。「だから中国としては、『特別指令』問題がボコツと出てきて、それに賛成か反対かということではなくて、いろいろ話し合っているうちに、こうならいいんじゃないかという、みんなが納得する線がでてき⁽⁴⁵⁾」たと証言している(傍点は引用者)。

すなわち、組合を割らない、こちらからは出ていかないという基本線を固守するかぎり、逆に組合の決定に従わない人たちに出ていってもらう以外に道はない。なぜ、それ以外の道はないのか。小川証言は、こういう。「組合という組織のなかにいながら、組合の外の組織の決定を優先するというのではスジがとおらない。やっぱり組合が決めたら、その指示にしたがうべきだというのが『特別指令』にこめられた意味だった。労働組合で決まったことが、最優先することを確認して、これを誓約書のかたちで出してもらおう、組合員としてはごく当然のことだからハンコをつけばよからうということ⁽⁴⁶⁾」。

「特別指令」が出てくるきつかけと経緯は、小川証言によって基本的に明瞭になったと言えよう。しかし、一九四九年五月の別府大会で指導部の多数派獲得に成功した「民同派」こそ、奈良大会流会の張本人だという証言もある。「共産派」の藤川義太郎は、つぎのように語っている。一九七九年の聞き取りである。

「一九五〇年五月の第五回大会(奈良)が流会したが、民同の人たちにいわせれば、われわれが暴力を振るって会場を占拠し

たというが、われわれからいえば、民同が会場入口にバリケードをつくって入れなかつたからだということになる。私のようにボヤツとしている人間は、乱闘騒ぎのあとから、ノコノコ会場に着いて、なんでこんなことが起こつたのだらうとよくわからなかつた。⁽⁴⁷⁾」(傍点は引用者)

藤川自身は「乱闘騒ぎのあとから」会場に入ったのである。ところが、『聞書 電産の群像』の中では、やや違った見解を証言している。

「たしかに長谷川浩はきていましたが、われわれが会場に乱入することを決めてきたというのは民同右派の、本当は会社側の宣伝でね、われわれが党員の会議を開いて決めたなんてことはありません。そんなことを決めていたんだったら、私が知らないわけがないんです。私なんかのんびりしていて、会場に遅れていったんですが、もうチャンバラやっているんでビックリした、というようなことでしたよ。いまの若い人たちもみんな、こういう問題(会社側の一方的な宣伝に乗せられて、なにが真実がわからなくなっているという問題)にぶつかるとは、⁽⁴⁸⁾」(傍点は引用者)

会場に遅れていったのは、なにも知らなかつたからで、党員会議で決めたというのは、まったくデマという証言である。

ところが、藤川証言に対する小川証言はこうである。

「それは、ワッショイ、ワッショイといって何百人というのが八チマキしめて、旗をかついでやってきたら、だれだつて入口で多少の小ぜりあいはいしたでしょう。結局は、共産党に占領され、こちらが追い出されたんですからね。⁽⁴⁹⁾」

小川のこの証言には直接には答えていないが、「共産派」の内情について、藤川は注目すべき証言をしている。

「大会に修正案を出せば向こうのほうが多いから敗けるという、一種の敗北感が出てきたわけです。……本当は大会の間際には、大会に出席して決めようじゃないかという方針にもどっていたわけです。ところが、それでもいうことを聞かなかった連中がいる。押さえがきかなくて、とくに民同右派の挑発にのっかってる連中、これはもう仕様がないうです。……こつちの意見がおらないからしかたがないと考えないで、意見対立の本質がどこにあるかということ、十分に大会で討論させばいいんです。」⁽⁵³⁾

「共産派」としては、反対に大会出席を決めていたこと、にもかわらず言うことを聞かない連中がいて、「民同右派」の挑発にのって騒いだことを率直に認めている。その騒ぎの様子は、藤田進証言にきわめてリアルに表明されている。

「関西の日雇いの連中を大量に送りこんできて、会場を占拠した。受付の机なんかひっくりかえしてのりこえて、ダーツと会場を占拠する。ピーツと笛ふいてやってくる。負傷者もでました。場内の電気を消されて、演壇の上はもう大変ななぐりあいのチャンバラです。私は青年行動隊に助けられて、裏道から強制的に連れだされた。電産中央本部の襲撃計画があるというので、奈良の他へ疎開して、翌日出ていってみたら、もうすでに二田目は会場に坐りこんで、占拠したままです。」

とにかく話し合いをしようじゃないか、といってもきかない。そのうちこつちの青年行動隊が「委員長なやつ」とるか。

んな連中相手に話したってわかるわけない。ムダだ」といって、これまた力づくで、私を会場から連れだすわけですね。結局、各地方ごとに何人か呼んで打ち合わせた結果、「警察を入れるわけには行かないし、もう大会の継続はムリだ」というので流会にしました。」⁽⁵⁴⁾

この過程は、「民同派」の運動史『不滅の炬火をかざして 東北電労一〇年史』（東北電力労働組合本部、一九六〇年）に二〇ページにわたって詳細に叙述されているが、一定の資料批判が不可欠である。しかも、肝心の「特別指令」方式になる過程は不分明である。この過程についての唯一の証言は、小川証言である。小川は、つぎのように語っている。

「中国電力の寮が麻布にあつて、そこへ民同の代表を集めて協議した。東北からは三、四人きていたでしょう。そこでとうとう、ああいう『特別指令』をだすことになった。そのときも、東北の連中はそんな手ぬるいことじゃしようがない、別組合をつくらうという主張でしたな。」⁽⁵⁵⁾

日時も会議の形式も明確でないが、察するところ「民同派」による非公式の会議で「特別指令」方式が決定されたようである。「みどり会」を中心とする「東北民同右派」があくまでも別組合の結成に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草過程については、さきの「民同派」の運動史『不滅の炬火をかざして 東北電労一〇年史』に詳しい。それによれば、藤田委員長と石川昇常任執行委員案が並立し、調子も内容もねらいも全く異なっていたため、結局四人の起草者の話し合いの結果、石川案に決定した。⁽⁵⁶⁾ 藤田案については、その全体はさだかではないが、藤田

自身はつぎのように証言している。

「私の原案では極右、極左を排除するというのを出したんですが、どうしてもこれは、東北の『みどり会』という右派の連中がのまない。……当時すでに、右派による分裂を指向したような動きがありましたからね。しかし、どうしてもこれは決まらない。で結局、極右という字句は『特別指令』から消えている。」⁽⁶⁵⁾

「民同右派」が別組合の策動で揺さぶりをかけていたこと、「極右」の削除が取り引きとなっていたことがわかる。

起草委員会で採択された石川案は、七月六日の常任執行委員会で一五対五の票差で決定となった。前述の「民同派」の運動史『不滅の炬火をかざして 東北電労一〇年史』によれば、「この同じ日、『電産非常事態収拾に関する特別指令』に対する左派の秘密指令」と題する文書が発せられたという。その全文が所載されている⁽⁶⁶⁾が、残念ながら真偽を確認するすべがない。とはいえ、内容から判断すれば、偽文書と断定する根拠は乏しいように思われるので、重要な点を紹介しておこう。ポイントは、「一〇日に行われる中央執行委員会には、左派大衆を動員し、圧力をかける」という点である。「圧力」の意味は、討議の引きのばし策である。というのも、「退場すれば、事実上この石川案は常任委員会決定として直ちに実現されるから」という見通しに立っていたのである。そして、もし「実現」したときには、指令到達の妨害と登録阻止を、「具体的な闘い方」としてうち出していた。

七月一〇、一一日の両日開かれた中央執行委員会の最終日、「特別指令」が提案された。結局、「統一左派」は退場したため、流会

となり、「爾後の措置は中央常任執行委員会があたる」ことを宣した。事態収拾のため翌一二日に開催された常任執行委員会には、「共産派」四人は欠席した。そのなかで、「特別指令」が決定されるにいたった。「民同派」は、決定方法の正当性と「指令」の意義について、つぎのように述べている。

「電産の特別指令は、大会と中央執行委員会が流会したとはいえ、規約上においても中央常任委員会は厳存しており、したがって別個に組織を作ったものではなく、また独自に組合代議員を糾合したのでもない。混乱した非常事態に鑑み、現在ある組織組合員のなかから、電産規約、組合テモクラシーを正しく認め、支持する組合員をもって組織の確立をはかったものである。」⁽⁶⁷⁾

しかし、手続きについては、同じ「民同派」の内部からも批判が出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北の旗と共に』は、「この指令は当時の最高執行機関である中央常任執行委員会の議を経ているが、電産を根本からゆるがす問題がこのような形式的な機関決議を経たからといって直ちに指令化してよいものであろうか」という疑問を呈している。坂本によれば、「広範囲な重大問題」が、わずか四人の起草委員の「限られた狭い視野の論議」でなされた点、広い意見を聞く機会が全くなく、単に是非の回答のみ求め、それによって処断するというプログラム設計は民主的とはいえない点を挙げ、さらに内容的には個人の思想・信条に立って排除するのではなく、「最小限度」暴力の行使を止める確約と、中央執行委員会、中央大会の流会戦術の中止の確約⁽⁶⁸⁾を求め、これに応じないもののみを排除すれば十分である」と新しく提案し

たうえで、「後日、同志の中からも批判を生むような指令案文をつくり強行した常任部の過熱振りは、その気持は判るにしても行き過ぎの感はまだない」と厳しく指摘している⁽⁵⁷⁾。

小川照男も、「指令」が「踏絵」同然だったことを認め、「当時の共産党員では、そんな確認証は出せんでしょう」と同情的に回想している。しかし、そうせざるをえなかった理由はあるとして、「あのときこつちが分裂していたら少数派になりますよ。中央本部こそいちおうとつたが、まだまだ共産党のほうが組織力がありませんからね」と証言している⁽⁵⁸⁾。分裂による少数派への転落を最も危惧していたのである。

このような曲折を経て発令された「特別指令」は、大多数の組合員には「寝耳に水」の唐突な事件であったし、早々と「指令拒否」を決めた関東、関西、中部、日頃からこの種の問題にもまわっている東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという⁽⁵⁹⁾。その結果、八月二十九日の最終締切日までの確認書提出者は一万一〇〇三人に達し、全組合員の八七・四％に及んだ。地方別の内訳は表2の通りである。明らかのように、関東と関西に未確認者が圧倒的に多い。これは、集団的な拒否運動を行っているためである。九州でも一部に、同種の動きがある。

つきに、「審査」について。中央本部は、資格審査委員会を設置して、「特別指令」の未確認者、拒否者、確認者中の特別な者について、「最終審査」を行ない、最終的には表3のように決定した。「除名」「権利停止」も、中部が圧倒的に多いが、このことについて「民同派」の運動史は何も語っていない。

他方、「特別指令」に反対する「共産派」は、早くも七月六日

表3 「審査」の地方別該当者数

地方	除名	権利停止	計
北海道	32	4	36
東北	55	22	77
関東	0	21	21
北陸	2	5	7
中部	87	55	142
関西	49	49	98
中国	5	2	7
四国	8	1	9
九州	72	1	73
計	310	160	470

表2と同じ出典、384ページ。

表2 「特別指令」の地方別確認数

地方	組合員総数	確認数	未確認数	確認率
北海道	6,014	5,955	59	98.9
東北	15,520	15,221	299	98.7
関東	18,746	11,261	7,485	60.0
北陸	7,588	7,567	21	99.7
中部	19,102	18,830	272	98.5
関西	22,803	15,962	6,841	69.9
中国	12,638	12,581	57	99.6
四国	6,839	6,698	141	98.5
九州	18,835	17,928	907	95.1
計	128,085	112,003	16,082	87.4

『不滅の炬火をかざして 東北電労10年史』
(東北電力労働組合本部、1960年) 382ページ。

「電産全国統一代表者会議」を結成し、「特別指令による組合の分裂と産報化に絶対反対し」、「中央民同による再登録を断乎拒否」するという呼びかけを発表した⁽⁸⁵⁾。さらに、七月二十五日には、藤原近男元中央執行委員ら三〇人によって、東京地方裁判所に「職務執行停止仮処分申請」が出された。要点は、特別指令はポツダム宣言、極東委員会の労働組合に関する一六原則、労働組合法、そして憲法に違反するゆえ、中央執行部の職務執行停止を求めるというものであった⁽⁸⁶⁾。また、機関として反対を表明したのは、関東および関西の両地方本部であり、一部で確認書の焼却、確認者への脅迫などがあつたと「民同派」の運動史は記している⁽⁸⁷⁾。

以上のような問題点と経緯をもつ「特別指令」については、一方で早くから「経営側の解雇通告に先立つておこなわれたレッド・パージの実効をもち云々⁽⁸⁸⁾」といった厳しい評価がうち出されている他方では、「このような見方は真相を知らざるもはなはだしく、むしろ故意に事実を眼を覆い、中傷誹謗をこととしていたものである⁽⁸⁹⁾」といった応酬がなされている。はたして、今日では、どのように評価すべきであるか。この点、小川照男の証言は、「特別指令」自体に問題があつたことを認めている。

「当時はユニオン・シヨップだったからね。共産党からいわせれば『組合員と認めんといやあ、解雇じゃないか。だから組合がクビを切った』ということになるんでしょうが。ハンコを押した者を首にすれば反対闘争もする、しかしハンコを押さなければ組合員ではないんだから、その者のために組合がたたかうようなことはしない、ということですが、あとから考えれば、それ自体にも問題があつたと思います。」⁽⁹⁰⁾

しかし、「あの一番大変な時期に、火炎ビンを投げたりして、共産党も一番まずい戦術をとっていた盛りで、うまく逆手をとられたということでしょうね」と、結局小川は「共産派」の側に非があることを前提とする。「時間的にみれば、GHQといっしょにやったように符合していました。ちょうどGHQの動き、経営者の動きが狙っていたところへ、共産党がひっかかったということではないですか⁽⁹¹⁾」。

ところが、「民同派」の運動史の中でも、電産指導部の責任を追及したものがあつた。坂本貞一郎の『回想電産小史 電産東北の旗と共に』がそれである。坂本にいわせれば、「少くとも当時の中央本部は、特別指令の未確認者及び同調者としてリストアップされたものは、組合としては救援対策は行なわない方針だったようだ。この点は一応了承できる」としながらも、「中央、地方等の上級機関が『特別指令』と『レッドパージ』の違いをはっきり区別して下部の闘争を指導しなかつた点は、私は上級機関の人々の、思いあがりであり、電産史上に残された大きな汚点だと思つている」と批判する。坂本の主張は、名指された一人一人について吟味すること求めているのである。具体的には、つぎのように提案していた。

「私も、当時、秋田県支部において、レッドパージに対する組合の態度としてつぎのことをきめていた。特別指令の未確認者で、除名に該当すると思われる者については、反対闘争は行なわない。確認者の解雇は絶対反対する。その個々の理由について、会社の説明をきき、全部洗い直す。会社の説明をきき、納得する点があれば、われわれの情報

不足を反省し処置する。⁽⁶⁷⁾」

要するに「組合員としてかかえている人は、一人も誠首させない」ということであり、しかもそれは「中央本部の態度であると信じていた」のである。ちなみに、「除名数」と「整理人員数」との差を地方別に算出してみると、表4の通りである。九地方の合計で九九〇人のぼる。

ところが、「私どもがこの申し入れを会社に対して行ない、至急、分会の責任者から意見をきき 個別洗い直し の団体交渉にのぞむ準備を進めている最中に、東北地方本部から指令があったのである。

「『会社の提案は適当なものと認め受諾した。従って、この闘争は打切る』という誠に意外なものであった。支部、分会の何等の意見も聞かずに、地方本部が不意に誠切り反対闘争を打切る」というものである。⁽⁶⁸⁾」

坂本は、「組合にとって最も重大な 組合員の解雇 が、下部の意見を全く聞かず、地方常任部の一存で受諾された」こと自体を問題にしているのである。たしかに、表4から明白なように、かりに「除名者」にのみ限定することができたとすれば、実に九九〇人の解雇が取り消しになるわけである。この点では、坂本の主張には十分根拠があり、本来「特別指令」の真の目的を「警告・権利停止・除名」に限るべきであった。そのようにしようとする意思も示さず、したがってそのための努力もなかったかぎりでは、「特別指令」は、やはりレッド・パージの「実効」を先取りするものと評価せざるをえないであろう。この「特別指令」がレッド・パージ闘争に与えた大きなマイナスの影響について、前述の藤川義太郎はこう証言

表4 「除名」数を大きく上回る「整理人員」数

地方	(b) - (a)
北海道	20
東北	203
関東	390
北陸	24
中部	51
関西	150
中国	47
四国	52
九州	53
計	990

(a) は除名数

(b) は整理人員数

表1および表3参照。

している。

「結局、組合員一三万人のうち、これを拒否したのは約二万人にすぎなかった。これをきっかけに職場のなかが大きく分裂し、われわれのほうは孤立してしまった。しかも、この『特別指令』による『組合員再登録』は、組合員が平静な状態のなかでおこなわれたのではない。当時、国鉄では下山事件というのがあった。そうすると、異様な雰囲気職場のなかにずっと拡がってくるわけです。⁽⁶⁹⁾」(傍点は引用者)

「特別指令」は、このように「異様な雰囲気」づくりに大きく加担していたのである。

三、裁判闘争の特異性

前節最後に引用した坂本貞一郎『回想電産小史』は、レッド・パージ闘争の失敗について、厳しい自己批判を行なっている。

「特別指令」とレッドパージを口先だけ分離を主張して、内容は一緒にたにして処理する結果になった、この事実

対して『地方本部の非は、即ち私の非』と深く反省せざるを得ない。そして、もつとも不幸なことは組合員がこれを機会に組合への信頼を見限り、会社依存の方向に転換していった。レッド・パーシ闘争の失敗こそが、後日、御用組合への転落の道大きく開いたことになったのである。⁽⁶²⁾

同主旨の文章は、神山清喜『電産闘争私記』にも見られる。

「会社は一方的理由で夥しい組合員に解雇を通告した。組合がこれに反対して抵抗するのは当り前の話である。殊更にこれを見送ることは、組合の存在価値が失われ全組合員の信頼を失う。九州地方本部のスト要請にもかかわらず、中央本部はこれを許しなかつた。理由は、他の地方本部がストを打つ態勢になつたからである。」

このレッド・パーシに対する組合の失敗は、組合員が組合に対する信頼を見限り、会社依存の方向へ大きく転換していき、後日、御用組合への道を進む、不幸な結果へと展開していったのである。⁽⁶³⁾（傍点は引用者）

坂本も神山も、ともにレッド・パーシ闘争の失敗を御用組合化への画期として認識している。ということとは、とりもなおさずレッド・パーシによる被解雇者たちが、その悲劇性を全身に受けざるをえなかつた蓋然性を示している。そして、このことは、なによりも解雇無効を主張して裁判に訴えた原告らのたまたかの困難性に関わってくる。坂本は「占領軍の絶対権力を背景とした資本が、強腰であることは当然であり、一方的な勝利はのぞめないにしても、なぜもつと親身になつて闘わなかつたか」と疑問を呈し、とくに中央本部に対しては「実力行使が無理であつても、なぜ組合の手で法廷闘

争をしてやれなかつたのか」と非難している⁽⁶⁴⁾。まことに至言である。

紙幅の余裕がほとんどないので、ここでは長い裁判闘争過程の主要な特徴をごく要約的に示すことで、一応の責めをふさぎたい。

数多くのレッド・パーシ裁判の中で電産関係の裁判は、他に例をみない問題性をかかえている。第一に、訴えの相手の問題である。原告が所属していた日本発送電会社と九つの配電会社は、電力再編成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再編されて、九つの新電力会社として発足した。したがって、旧会社と新会社の継承性が、裁判の形式としてまず問題になる。第二に、東京地方裁判所関係では、占領下に「和解」しているという事実、大阪地方裁判所関係では一九五〇年八月三日付で「退職願」をかかへた人たちが提出している事実、また一九五一年九月に「示談契約書」を締結している事実、これらの事実をどう認識するかという問題である。

第一の新会社への継承性の問題は、レッド・パーシの是非を争うことを避けて、訴訟の有効性で決着をつけようという裁判所側の態度を露骨に示している。つまり、形式的理由で門前払いし、請求を棄却するという形である。東京地裁関係の原告側の論旨は、要約すればこうである⁽⁶⁵⁾。新会社である東京電力は、日本発送電と関係配電という旧会社から資産と雇用関係を実質的に継承し、実体的には「包括継承」している。すなわち、東京電力は、設立と同時に法律上旧会社から雇用主たる地位を継承し、従業員も同時に新会社の従業員として待遇され、即日被告の従業員たる地位を取得したのである。

これに対して、被告東京電力側は、つぎのように反論する。東京電力は、再編成令により新規に設立された会社であり、旧会社の権利義務を出資または譲渡によって個々のに取得したものであって、したがって「包括継承」ではない。雇用関係も継承さるべきのみを特定する方法で引継いだのである。具体的には、関東配電では人事カードに記載された従業員のみを継承し、日本発送電では従業員名簿に記載されたもののみを継承した。それゆえ、これらの人事カードや従業員名簿に記載されていない原告らは、新会社東京電力の従業員としての地位を取得していない。

このような被告の論旨に対し、原告側は、すずんで解雇の効力についての判断を求めて、上告理由の中ではつぎのような仮定的な主張をも展開している。

「仮に(イ)旧会社たる関配および日発が特別の意思表示により留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象から除外されたとした場合、あるいは(ロ)被上告人(会社側)が主張するように被上告人会社は関配および日発の従業員を新規に任意に採用したものであり、上告人らは採用にならなかつたにすぎないものであるとするならば、右(イ)の関配および日発がなした特別の意思表示および(ロ)の場合における被上告人らの採用拒否はいずれも上告人らが共産主義者またはその同調者であることを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由としてなされたものであり、前者を理由とするのであれば憲法一四条、一九条、二二条、労基法三条に違反し、また後者を理由とするのであれば、労組法七条一号、三号に違反するから、いずれにしても無効である。」

しかし、最高裁は、この点についての司法判断を示さなまま上告を棄却した。

つぎに、第二の和解、退職願、示談契約書の問題である。これら既成の効力を覆すことは、現行制度のもとでは容易なことではないが、原告らは心血を傾けて上告理由を作成した。その論旨は多岐にわたるので、ここに要約的に示すことは不可能に近い。したがって、ここでは、そのような上告理由を最高裁が一顧だにせず一蹴し去つたことを書くにとどめたい。

紙幅の都合できわめて不十分なものになってしまったが、この節で明確にしたかったのは、電産レッド・パージ裁判が特別の困難性を背負っていたこと、その特別の困難性は、なによりも電産レッド・パージ自体の特異性に由来していること、この二点である。電産レッド・パージ裁判で原告側の弁護士をつとめた弁護士の石川文也氏は、「三〇年のたたかいをふりかえるなかで、是非明らかにしてほしいと思う」として、なぜ多くの人が八月三〇日に自ら退職願を出したのか、また仮処分申請や地方労働委員会申立をした人びとが、なぜ一九五一年九月に示談契約を結び、たたかいを一応終結させてしまったのか、という二つの点を疑問として呈示している⁽⁷⁴⁾。被解雇者たちの多くに接し、直接にさまざまの声を聞くことができ、あらゆる資料を目にすることができる弁護士でありながら、なおこのような心情を吐露せざるをえなかつたところにこそ、電産被解雇者のおかれた特別の事情が最も率直に写し出されているというべきである⁽⁷⁵⁾。

おわりに

多くの証言を紹介しながら、電産レッド・パージの核心的部分に分析のメスを加えてきた。かえりみて、不分明のままおかれた問題の多さに、研究者としての力量不足を痛感せざるをえない。証言についても、もう少ししな整理ができるならば、あるいは違った論旨を導き出すこともできたかもしれない。その意味では、本稿は、どこまでも電産レッド・パージ解明の一部でしかないことをお断りしておかなければならない。

それと同時に、レッド・パージのような政治・思想弾圧を国民の立場から問題にしていく以上は、(75)の註記でもふれたように、社会的雰囲気そのものを明らかにしていく手立てが不可欠となる。しかし、現代の歴史学は、ある歴史的時期の社会的雰囲気をとのようにして明らかにすべきかという方法と手段を十分に確立しているわけではない。少なくとも本稿が対象とした時期については、ほとんど手探りの状態である。その意味では、本稿も試論の域を出ないものである。

注

- (1) 労働争議調査会『戦後労働争議実態調査 電産争議』(中央公論社、一九五七年)、三三ページ。
- (2) 同上、三三三ページ。
- (3) 労働省調査一九五〇年二月一〇日の「民間産業赤色追放整理一覧表」(『資料労働運動史』昭和二十五年版、所載)によれば、一〇〇〇人以上は、「電産」、石炭、化学、鉄鋼の四産業で、「電産」については、石炭の二、〇二〇人である。

(4)

電産のレッド・パージについての先行研究は、塩田庄兵衛『レッドパージ』(新日本新書、一九八四年)が、新資料の紹介をかねて二〇ページあまり論究しているのがほとんど唯一である。なお、この書で「最近入手した未発表の資料」と書かれている諸資料のすべては、高倉金一郎編『レッドパージ関係極秘公文類集』(一九八四年)に所収されている。

また、本稿で利用した資料は、河西宏祐『閩書・電産の群像』(平原社、一九九二年)、同『電産中央本部資料・電産地方本部資料 解説および目録』(千葉大教養部社会学研究室刊、一九八三年)、『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パージ三〇周年記念文集』(東京八・二六会、一九八三年)などに限られている。回想録など多くの公刊書が利用されていないのは、本稿の視角と方法によるものであつて、他意のないことを付言しておきたい。

(5)

「中央交渉」については、労働省編『資料労働運動史』昭和二十五年版、二二一から二二三ページ。

(6)

電気事業経営者会議による「人員整理実施要項」には、一四項目にわたる「不適合者判定基準」が明示されているので、以下に紹介しておく。

- 一、組合関係その他の集会上に於て違法な又は不当な停電スト実施を主張する者
- 二、会社または所属事業場における既定の業務運営方針を不必要に批判しまたは従わない者
- 三、暴力を行使し、或は暴力を肯定する様な言葉を弄する者
- 四、平素職場規律を軽んずる様な言辞を弄し又は之に違反す

る行動のある者

五、下部機関が上部機関の指令に違反し或は上部機関に連絡することなくストライキ、その他の争議行為をなすことにつき共同して謀議した者（この件については法廷対策上必要）

六、当該事業組合機関の指令に違反し或いは指令をまたず独自の立場に立つて単独でまたは集団をなして会社側に対し反抗的圧迫的行動をなした者

七、争議行為に於て当該事業場における安全保持の施設の正当な維持または運行を妨げた者

八、会社の運営に関し真相を歪曲して煽動宣伝した者

九、職制に対し作爲的に中傷誹謗を行った者

一〇、会社との団体交渉その他のあらゆる行為に於て会社側に対して暴力を行使しまたは暴力行使を予言するなど脅迫的煽動的言動をなした者

一一、会社の施設機械又は文書等の破壊、隠匿等をなした者

一二、政治スト又は法令無視の争議行為を企て共謀し又は宣傳扇動した者

一三、会社との団体交渉に於て甚しく常规を逸して長時間にわたる交渉の続行を強要し又は会社側を不法に監禁した者

一四、疎明事実は薄弱であるが、前記各項該当事者としてしばしば集合行動を共にしている者

さらに興味深いことには、この「不適格基準」にもついて「疎明資料」を作成する「要領」が明文化されている点である。以下の通りである。

「疎明資料作成上の要領

一、整理基準の第何号に該当するかを、先ず適格に把握し、これに即応するように事実を叙述しかつ証拠の整理をなすこと

二、徒に該当事由を誇大化し、又は形容詞を用いて表現の効果を期することはさける事

右は立証の段階に到って行きつまり、又は僅少な事実の立証を以て殊更に基準に該当させようとした印象を與える事になり、法廷対策上不利であるから特に留意すること

三、疎明は「何時」「誰が」「何処で」「何を」「且つ又これを証明するものも」「誰であるか」という事を念頭に於て作製すること

四、証人は必ずしも法廷への出席を必要としないのであって、その署名捺印者の提出をも代える事が出来ること

五、証人（証明書を含む）は、部長課長より係長より同僚と
いうように、なるべく被整理者により関係深いものを選択することに
よつて、効果を増すものであること

六、疎明資料には、ある行為がいかなる社規、通牒、達示等に違反するかが問題となる時は、その社規、通牒、達示等を添付すること

七、同種の行為が反覆、累行されている時は、上長がこれに對して注意を與えているならばその旨方法、回数などを明記すること

なお注意を與えた時の本人の態度、改悛の程度、注意を與えなかつた時はその理由（例えば本人を探してもいっも

居ないなど）、又は直接與えなかつたが係長又は同僚をして注意せしめたならば、その事例等も出来る丈記載すること

八、疎明資料に社内限りの用語（例えば能力給、考査表等）を使用する場合には、これが如何なるものであるかを第三者に判然と解る様註釈を加えること

九、証拠資料としては証言による事実の立証を第一とし、更に既往に於て作製せられてゐる報告書、考査表等認定し得るものは出来るだけ用いること

（法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第一四集 七七一〜七七二ページ）

(7) 東京八・二六会編『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パージ三〇周年記念文集』第二篇資料篇、一三ページ（昭和三九年三月三日 第二回 足立長太郎の証言）

(8) 同上、四八ページ（昭和四〇年一月二日 第七回 藤川義太郎の証言）。

(9) 同上、五〇ページ（昭和四二年一月三日 第二回 藤田隼三の証言）。

(10) 同上、七六ページ（昭和四二年一月二〇日 第一四回 松島晃良の証言）

(11) 同上、八三、八五の各ページ（昭和四二年一月二日、第一四回 益子純一の証言）。

(12) 同上、一〇三ページ（昭和四三年二月一日、第一五回 清水開路の証言）。

(13) 同上、一二九ページ（昭和四三年九月一九日 第一六回 岡

部彦雄の証言）。

(14) 同上、一三八〜一三九ページ（昭和四三年九月一九日 第一六回 押山誠司の証言）。

(15) 同上、一六五ページ（昭和四四年一月二〇日 第一七回 山口豊の証言）。

(16) 同上、一九二〜一九三ページ（昭和四四年四月二六日 第一八回 真庭卯平の証言）。

(17) 河西宏祐『聞書 電産の群像』（平原社、一九九二年）、三〇四〜三〇五ページ。

(18) 前掲『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パージ三〇周年記念文集』第二篇資料篇、一九四ページ（昭和四四年四月一六日 第一八回 真庭卯平の証言）。

(19) 同上、五〜六ページ（昭和三九年三月三日 第二回 足立長太郎の証言）。なお、この「ノート」は、「渡辺メモ」と題して、電産関係の諸資料とともに日本労働研究機構・研究所に所蔵されている（詳細は河西宏祐『電産中央本部資料』、「電産地方本部資料」解説および目録『早稲田大学人間科学部社会学研究室、一九九九年、一九ページ参照）。

(20) 河西宏祐、前掲『聞書 電産の群像』、三七二〜三七三ページ。

(21) 藤田友次郎の大坂高等裁判所における証言（一九七九年五月二日）の一部は、電産関西不当解雇反対同盟『電産の旗をまもって』（一九八〇年）、三六ページに掲載されている。

(22) 『不滅の炬火をともして 東北電労十年史』（東北電力労働組合、一九六〇年）、四一七ページ。

- (23) 高倉金一郎編『レッドパージ関係極秘公文類集』(一九八四年)七二―八二ページに所収。
- (24) 編者は、同上書の中で「警察関係」と分類しているが、これを引用した塩田庄兵衛『レッドパージ』(新日本新書、一九八四年)では、「会社側によって作成されたとみられる極秘文書がある」(同上、六九ページ)としている。
- (25) 同上、八三―九七ページに所収。
- (26) 「民間産業労使代表とエーミス労働課長との会見要旨」、日経連事務局『レッド・パージの経過並に關係資料』(一九五七年)、一一四ページ所載。
- (27) 同上、一四五ページ。
- (28) 神山清喜『電産闘争私記』(論創社、一九八一年)、六九ページ。
- (29) 同上、七三ページ。
- (30) 高倉金一郎編前掲書、九八―九九ページ。
- (31) 労働省編前掲書、二三三ページ。
- (32) 筒井時雄『電産中国労働運動史』(電産中国地方本部、一九六二年)、二七七ページ。
- (33) 東京八・二六会編前掲書、一七ページ(昭和三九年三月三日第二回 足立長太郎の証言)。
- (34) 同上、七七ページ(昭和四二年一〇月二〇日 第一四回 松島晃良の証言)。
- (35) 同上、八六ページ(昭和四二年一〇月二日 第一四回 益子純一の証言)。
- (36) 同上、九二―九三ページ(昭和四二年一〇月二日 第一四回 井上初太郎の証言)。
- (37) 同上、一〇五―一〇六ページ(昭和四三年二月一日、第一五回 清水開路の証言)。
- (38) 同上、一九五ページ(昭和四四年四月一六日、第一八回 真庭卯平の証言)。
- (39) 河西宏祐、前掲『聞書 電産の群像』、三〇六ページ。
- (40) 同上、三〇六―三〇七ページ。
- (41) 「特別指令」の全文は、多くの文献に収められているが、ここでは、労働争議調査会の前掲書『戦後労働争議実態調査 電産争議』九四―九九ページ所収による。
- (42) 河西宏祐、前掲書、二六三ページ参照。「みどり会」は、東北方本部の「民同派」の中核勢力で、元青年将校の復員軍人たちを中心とする徹底した反共主義に立つ思想右翼であった。六月三〇日から七月一日にかけての起草委員会の模様については、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北の旗と共に』(電産東北史刊行会、一九七九年)、一一九―一二〇ページ参照。
- (43) 河西宏祐、前掲書、四四二ページ。
- (44) 同上、四四三ページ。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 藤川義太郎『電産レッドパージ三〇年 元電産関東地本委員長に聞く(聞き手、河西宏祐)』、『日刊労働問題』一九八〇年九月号、八六ページ。なお、労働運動史研究会編『高野時代の労働運動』(労働旬報社、一九七九年)所収の藤川「電

産労組の思い出」には、傍点部分に相当する文章は見出せない。

- (48) 河西宏祐、前掲書、二三九ページ。
- (49) 同上、四四四ページ。
- (50) 同上、二四〇ページ。
- (51) 同上、三三三ページ。
- (52) 同上、四四二ページ。
- (53) 『不滅の炬火をともして 東北電労一〇年史』(東北電力労働組合刊、一九六〇年)、三六五、三六六ページ。
- (54) 河西宏祐、前掲書、三七三ページ。坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北の旗と共に』(電産東北史刊行会、一九七九年)によれば、当人から聞いた「藤田案」の基本的な考え方は、つぎのような主旨であったと紹介している。「当時の共産党の実態からして『暴力的極左勢力につながる一切の影響力を組合より駆逐すること』は、已むを得なかった。しかしこのような動きに便乗して、民主的労働運動の指向する社会主義社会実現そのものを妨害しようとする勢力もあった。これに手を貸してはいけないので『極右勢力についても同様駆逐すべきである』と主張したのである。」(同上、一三三―一三三三ページ)
- (55) 前掲『不滅の炬火をともして』、三六七―三六九ページ。
- (56) 同上、三七二ページ。
- (57) 坂本貞一郎、前掲書、二二八―二二九ページ。
- (58) 河西宏祐、前掲書、四四三―四四四ページ。
- (59) 坂本貞一郎、前掲書、一三四ページ。

- (60) 筒井時雄、前掲書、二六九―二七〇ページ。
- (61) 同上、二六五ページ。一九五一年六月二日、申請者による取り下げのため進展はなかった。
- (62) 同上、二六四ページ。
- (63) 労働争議調査会、前掲書、九九ページ。
- (64) 前掲『不滅の炬火をかざして』、三七九ページ。
- (65) 河西宏祐、前掲書、四四四ページ。
- (66) 同上、四四四―四四五ページ。
- (67) 坂本貞一郎、前掲書、一四七ページ。
- (68) 同上、一四八ページ。
- (69) 河西宏祐、前掲書、二四四ページ。
- (70) 坂本貞一郎、前掲書、一四九ページ。
- (71) 神山清喜、前掲書、七九ページ。
- (72) 坂本貞一郎、前掲書、一五三ページ。
- (73) 竹沢哲夫「歴史の審判に向けて」、前掲『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パーシ三〇周年記念文集』、三〇七―三四所載による。
- (74) 石川文也「関西レバ三〇年裁判に思う」、電産関西不当解雇反対同盟『一九五〇―一九八〇 電産の旗をまもって レッド・パーシ三〇周年記念文集』(一九八〇年)、三六六ページ。
- (75) 藤川義太郎は「私たちは、私がちょうど地下に潜ったり、いろいろな事情があつて、裁判官の職権和解で、すぐに会社と和解したんです。……これは(和解は)会社側のワナにはまった感じもします。」と証言している(河西宏祐、前掲書、二四九ページ)。戦闘的な活動家が身を隠していた事実を指

摘している。また、出崎友也は「偽装転向」という高等戦術がとられたことを証言している(同上、二八六ページ)。これらから見ると、状況としては「異様な雰囲気」であったことが十分わかるであろう。生活苦や目先のことにしか目が向かない視野の狭さとともに、そうさせてしまうような社会全体の「異様な雰囲気」を明らかにしていくことが、歴史的研究の重要な課題となってくるであろう。